

# 農 林 水 産 大 臣 賞 受 賞

集落全戸で観光事業に挑戦し30年以上継続！さらには次代につなげる

まるぶちしゅうらく

受賞者 **丸渕集落**

にいがたけんひがしかんぼらぐんあがまち  
(新潟県東蒲原郡阿賀町)

## ■ 地域の沿革と概要

阿賀町は、新潟県の東部に位置し、東側は福島県境と接している。平成17年4月、旧4町村合併により生まれた阿賀町は、町の中心部では比較的平坦であるが、周辺は急峻な山岳地域に囲まれている。人口は13,300人（平成22年国勢調査）で、面積952.88km<sup>2</sup>の約8割を山林が占める中山間地域であり、農業については、狭小な農地が多い中、水稻を主要作物としている地域である。

丸渕集落は、町の東方に位置する七名（ななめ）地区にあり、阿賀野川の支流である柴倉川沿いに拓かれた集落である。冬期には積雪量が2mともなる豪雪地帯であるが、春から秋にかけて山野草が咲き誇る。かつては炭焼きが盛んであったが、現在では水稻を主体とした農業経営が行われている。

第1図 位置図



注：白地図KenMapの地図画像を編集

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

当集落では、昭和59年に開設した「丸渕観光わらび園」について、全戸参加で管理・運営に取り組み、来園者を迎え入れるため、歩道、休憩・交流施設や管理事務所を整備するとともに、過去の来園者への葉書による案内でリピーターの確保に努め、現在ではツアー客を含めて年間約2,000人が来園している。

集落においては、わらびの生産量を確保するために園内外の草刈りや

第1表 地区の概要

事 項	内 容
地区の規模	集落
地区の性格	機能的な集団等
農 家 率 (内訳)	86.7%
	総世帯数 15戸
	総農家数 13戸
専業別農家数 (内訳)	専業農家 2戸
	1種兼業農家 0戸
	2種兼業農家 8戸
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 95,288ha
	耕地面積 4.5ha
	田 4.0ha
	畑 0.5ha
	耕地率 0.0%
	農家一戸当たり耕地面積 0.3ha

施肥によるわらび栽培の適切管理を行うなど、観光わらび園の運営を全戸が一体となって30年以上にわたって継続して取り組んでいる。あわせて、集落内における農道や用水路の管理作業についても全戸の協力により実施し、集落の共同意識が長い期間にわたって醸成されたことにより、現在においては集落機能が効果的に発揮されている。

また、当集落の取組を契機として、近隣の集落からなる七名地区全体の活性化に向けた取組へと発展し、観光わらび園を活用した祭りの開催や温泉施設でのわらび料理の提供等により他集落との交流が促進され、連携が深まりつつある。

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機、背景

当集落では、周辺の山林を昭和40年代まで炭焼き用の用材や屋根葺き用の萱刈り場として管理していたが、茅葺き屋根の住居が減少したことにより萱刈り場が放置されていた。

この萱刈り場は、陽当たりが良く、雪解け後の時期には多くのわらびが自生し、地元の小学校では「わらび採り遠足」が開催されるほど身近なものであったが、集落が管理する土地のため、集落以外の利用は限定されていた。

しかし、山菜採り等を目的として、わらびを採取する都市部の来訪者が徐々に増加した。このため、集落では来訪者が安定してわらび採取ができるように萱刈り場をわらび採取の場として管理するとともに、山林の有効活用を図りたいとの機運が高まったため、生産組合の設立とわらび園の整備に向けて協議を重ねた。

当集落は、共有地である萱刈り場を集落全体で管理することなどによって集落のまとまりが非常によかったため、協議は円滑に進み、集落全戸で構成される「丸淵わらび生産組合」を組織化し、昭和59年には「丸淵観光わらび園」を開設した。

集落では、丸淵観光わらび園を地域活性化の主要施設と位置付け、年々増加する入園者が園内を歩きやすいように歩道を整備するほか、休憩所を兼ねた交流施設「わらび山荘」や管理事務所「どんぐり庵」を整備し、山歩きに不慣れな人でも安心してわらび採りができるよう観光わらび園の運営を拡充してきた。



写真1 観光わらび園入口に集まった入園者

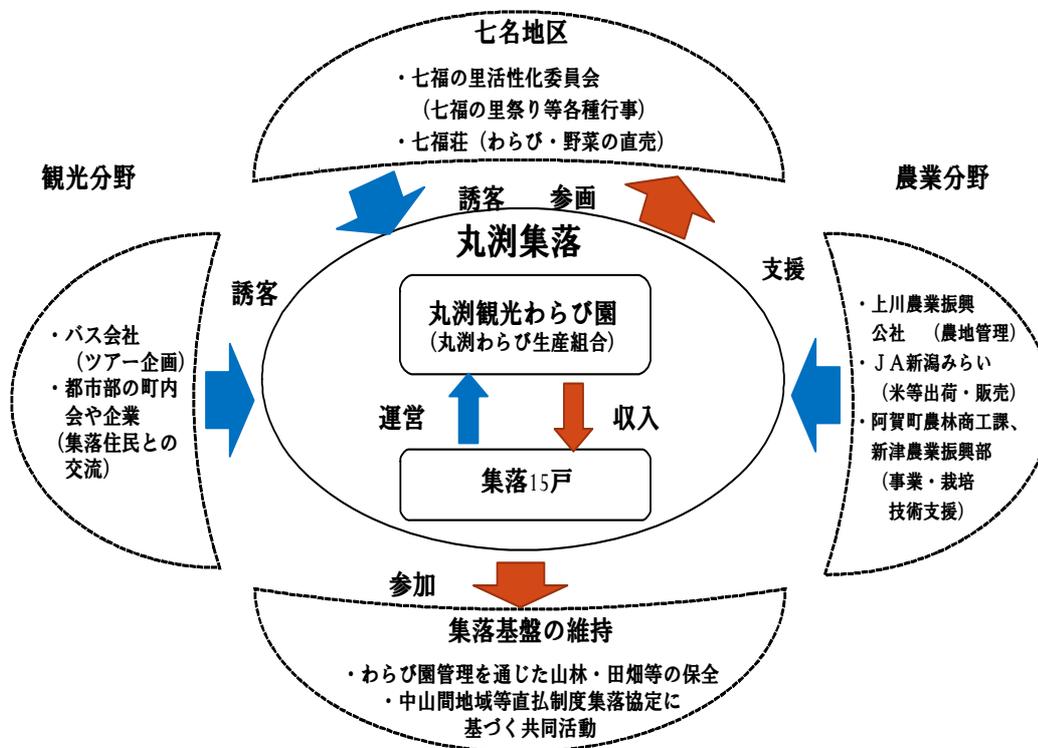
集落の全15戸が観光わらび園の運営に関わり、入園者をもてなす姿勢が訪れる人にも好印象を与えており、開園期間が5月下旬から7月上旬までの週3日午前中と限られているが、年間約2,000人が来園している。

また、丸渕集落と近隣集落を含めた7集落で構成される「七名地区」における活性化の取組として、観光客が多く訪れるわらび採りの時期に祭りの開催を検討し、平成6年には観光わらび園内において「七福の里祭り」を開催した。平成13年には、七名地区内に温泉施設「七福荘」がオープンしたことにより「七福の里祭り」の会場はこの温泉施設に移ったが、わらび採り後の温泉利用が可能となり、観光わらび園が七名地区全域における活性化の中核施設として継続的に運営されている。

## (2) むらづくりの推進体制

当集落は全15戸で構成され、役員は区長1名、副区長1名、役員若干名である。集落全戸で構成される「丸渕わらび生産組合」が「丸渕観光わらび園」の管理・運營業務等の全般を行い、新潟県、阿賀町の行政機関等が支援している。

第2図 むらづくり推進体制図



## ア 関連組織・団体との関係

### ① 七福の里活性化委員会

七名地区の7集落の区長等で構成され、七名地区の活性化を図ることを目的に活動している委員会であり、「七福の里祭り」の開催をはじめ、「文化祭」の開催、除雪ボランティアの受入れなどの活動を通じて七名地区内における集落間の交流を推進している。



写真2 「七福の里祭り」

## ② 温泉施設「七福荘」

集落住民が採取したわらび等の提供を受け、これを材料とする山菜料理を来場者に提供し、集落内で収穫した山菜やその加工塩蔵品、野菜等を販売している。

また、わらび園の半券提示による入浴料割引も実施している。

## ③ (公財) 上川農業振興公社

丸渕集落内の農地のうち0.7haを公社が管理するほか、中山間地域等直接支払制度の丸渕集落協定に参画し、農業経営の継続が困難となった農地が生じた場合のサポート体制を構築している。

## ■ むらづくりの特色と優秀性

### 1. むらづくりの性格

丸渕集落は、総戸数15戸の小さな集落であるが、先人が長年にわたって管理してきた萱刈り場を地域の資源として着目し、そこから得られる「わらび」という地域の宝を活用してむらづくりを進めてきた。30年以上にわたって観光わらび園の管理・運営を集落全戸が一体となって取り組むことによって、集落に多くの観光客が訪れている。都市住民との交流の機会が増すにつれて、集落の住民が観光わらび園運営を励みとしてきたことが集落の活力を高めており、むらづくりにつながっている。

また、都市部からの来園者とのふれあい、近隣集落と連携した祭り、イベントの開催など人と人をつなぐ機会を設け、さらには新潟大学との連携により、廃校となった旧小学校の校舎を活用した交流活動（名称：「ダブルホーム」）を行うなど、地域活性化に向けた取組を進めてきたことにより集落内外に多くの好循環が生まれ、新たな取組につながっている。



写真3 入園者によるわらび採り

### 2. 農業生産面における特徴

安定してわらびを生産するため、観光わらび園の開園期間（5月中旬から7月上旬まで）直前の5月上旬と開園期間終了後の7月中旬に、草刈りと化学肥料（硫安）の施肥を行うとともに、開園期間中の開園日を週3日の午前中のみと定め、入園者が確実にわらびを採取してもらえるよう管理と運営を徹底している。

また、丸渕集落では観光わらび園における年間約2,000人からの入園料が集落全戸に収入として行きわたっている。



写真4 「七福荘」の食事

このほか、採取したわらびを仲介業者向けに2t程度を集荷するとともに、温泉施設「七福荘」における料理の材料としてわらびの提供・販売を行ったり、七福荘において女性たちが集落内で収穫したばれいしょ、かぼちゃ、はくさい等の直売を行っており、農家所得の安定と確保に効果をあげている。

### 3. 生活・環境整備面における特徴

丸渕集落では、都市住民との交流を進めつつ、生活衛生面の改善の必要性を重視し、阿賀町内では最も早い平成3年に全戸加入で農業集落排水事業を実施している。

また、以前から集落が一体となって共同活動が行われてきたが、平成12年に中山間地域等直接支払制度の集落協定を締結したことを契機に、用水路や農道の管理、山林の下草刈りなどを積極的に行っており、耕作放棄地の発生抑制に寄与している。

さらに、七名地区は大雨等に土砂崩れの発生が危惧される地域であることから、集落において災害時の被害を最小限に押さえるための取組として、「農地巡回パトロール」を行う体制を確立し、迅速な状況把握と対策を図っている。この巡回パトロールは七名地区全体に広がり、危険箇所の情報の共有化などを通じ、災害時における近隣集落との連携体制を構築している。